

豊田地域医療センター

在宅支援入院制度 利用ガイドブック

在宅主治医・介護支援専門員の方へ



豊田地域医療センター

在宅医療支援センター 作成

在宅支援入院制度についてのお問い合わせ

- ＜診療情報提供書＞
＜在宅療養患者連絡票＞等のFAX送付先

在宅医療支援センター

/担当者 樋口・鈴木



電 話

0565-34-3095



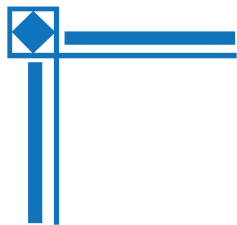
F A X

0565-34-3096

- 在宅医療支援センターとは

平成26年度より、豊田地域医療センター内の
一部門として設置しました。

在宅医療支援センターでは、在宅医療と介護の連携・調整拠点として、豊田市・豊田加茂医師会・豊田加茂歯科医師会・豊田加茂薬剤師会、及び介護事業所と連携・協働して、「市民の安心・安全の向上」を目指し、在宅医療を推進します。



病院理念

私たちは、医療・保健・福祉を通して、
地域のみなさまの生命を守り、
健康で生きがいのある生活を支援します。

基本方針

- 1 救急医療から慢性期医療・在宅支援まで、
患者さまの立場にたった総合的医療を提供します。
- 2 健診事業の充実を図り、疾病の予防・早期発見を通して、
地域のみなさまの健康増進に努めます。
- 3 地域の医療機関との連携を密にして、
患者さまに適切な医療サービスを提供します。
- 4 良質な医療を提供するために、働きがいのある職場環境を整え、
医療技術と知識及びモラルの向上に努めます。

豊田地域医療センター 院長



目 次

◆ 病院理念・基本方針

1. 在宅支援入院制度の概要	P.1
2. 在宅支援入院制度	
1) 予定短期入院	P.3
2) 救急入院	P.6
3. 在宅療養患者の登録	P.9
4. 参考資料	P.11
5. 在宅医療支援センターの機能	P.16
担当部署・連絡先	

1. 在宅支援入院制度の 概要

1. 在宅支援入院制度の概要

●目的

- ・在宅医療を提供している診療所医師の負担軽減を図るため、入院診療でのバックアップを行いシームレスな地域医療の推進を目指す
- ・可能な限り住み慣れた自宅で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅療養の継続を支援する
- ・必要時に安心して入院サービスを受けられる環境を提供するために、在宅療養患者の登録を行う
- ・災害時における要援護者支援や、安否確認の一助とする

●役割

- ・患者の意思を尊重する
- ・在宅療養患者と家族が安心して療養を継続できるように、在宅医療を支援する
- ・かかりつけ医、介護支援専門員、訪問看護師等と連携を取りながらシームレスな医療の確保に努める

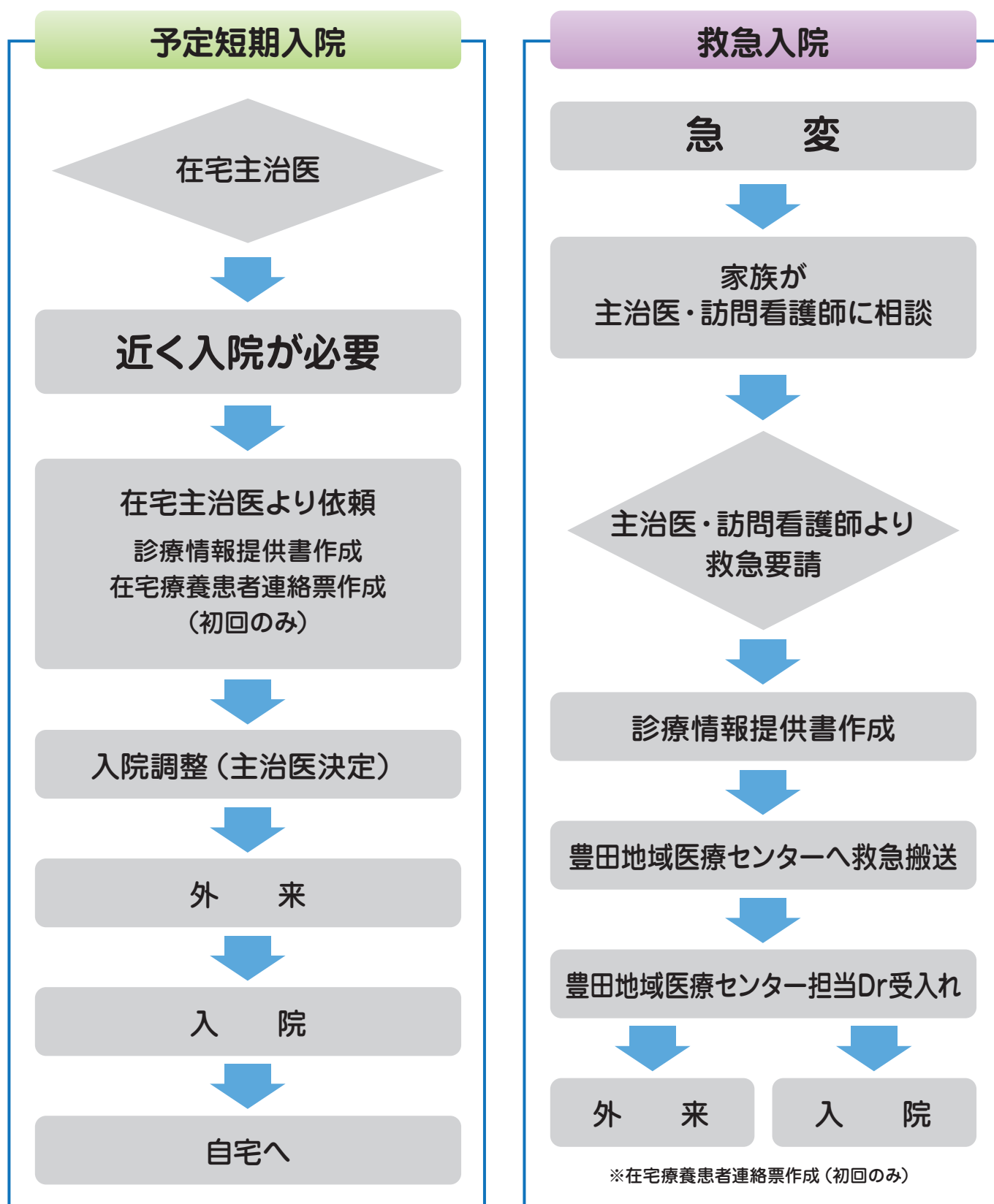
●利用対象者

※在宅支援入院制度を利用できるのは、以下の3項目に全て該当する患者さんです

- ①現在、在宅主治医の訪問診療を受けている
- ②医療・看護・介護等の在宅サービスを受けている
- ③退院後も在宅療養を継続することを希望している

在宅支援入院制度一覧

在宅療養患者

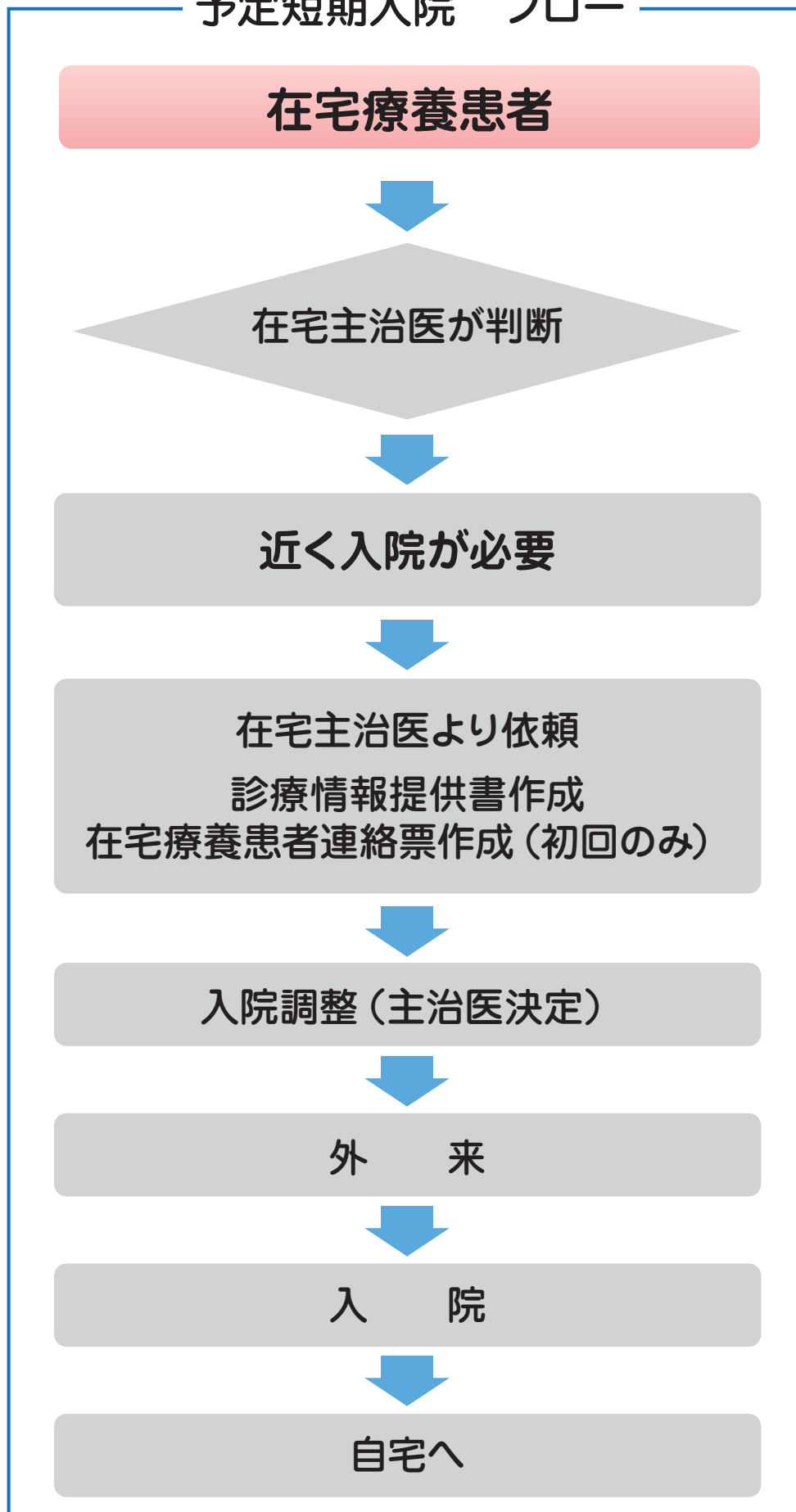


入院となった場合、当院医師が主治医となる

2. 在宅支援入院制度

1) 予定短期入院

予定短期入院 フロー



入院となった場合、当院医師が主治医となる

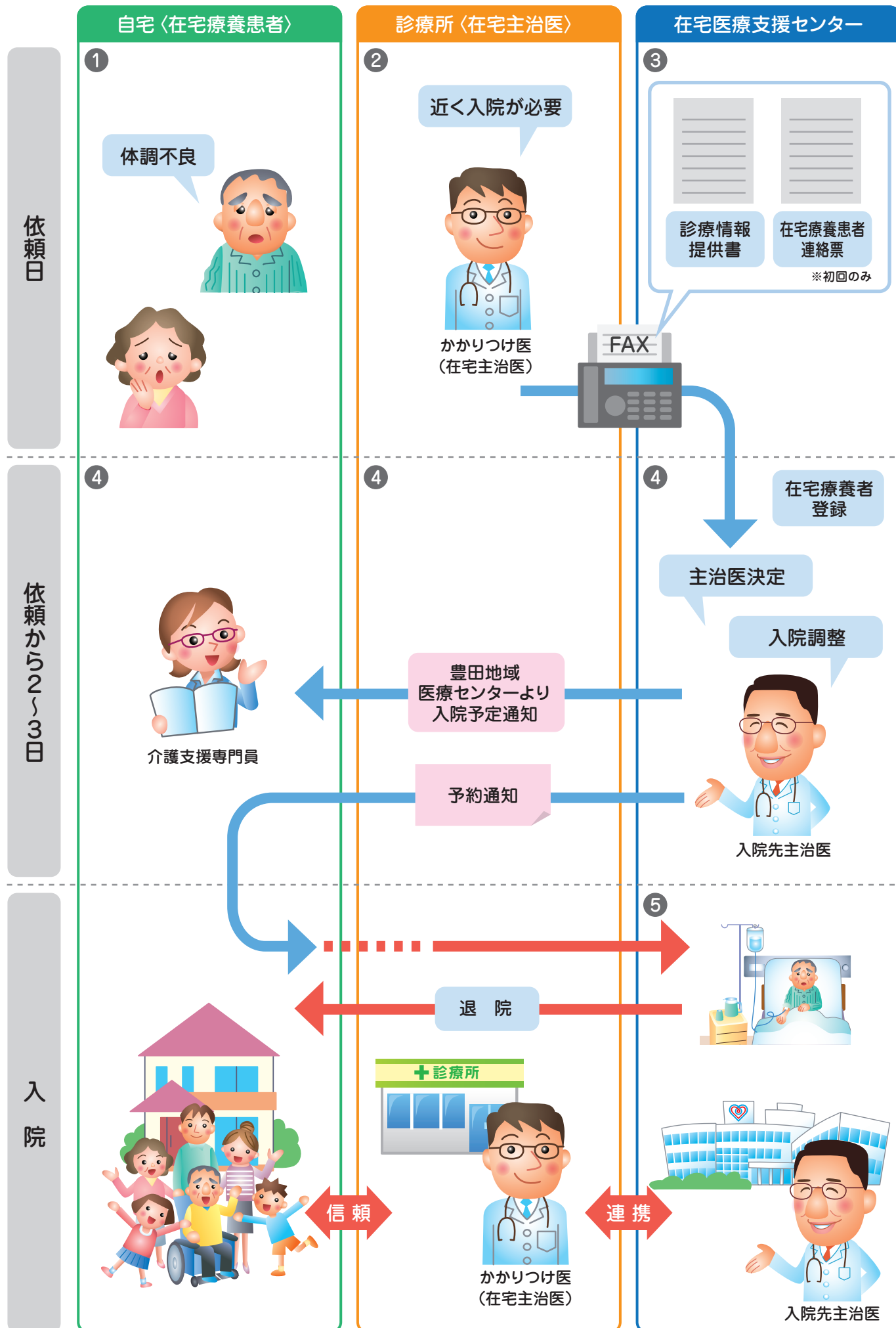
2-1) 予定短期入院

(1) 既に患者登録(9ページ参照)が済んでいる場合

- 【①往診依頼】 ・患者の在宅療養中に、体調不良の訴えがあり、往診依頼を受ける
- 【②往診の実施】 ・結果、在宅主治医が2～3日中に短期の入院治療(2週間以内)が必要と判断
- 【③依頼】 ・在宅主治医より在宅医療支援センターへ、
予定短期入院制度利用依頼をし、「診療情報提供書」を提出
- 【④受診案内】 ・在宅医療支援センターは「患者登録」を元に受け入れ調整
・在宅医療支援センターは依頼日から2日以内に入院予定日を
在宅主治医へ回答(入院予定日:依頼日から3日以内)
・調整後、在宅医療支援センターより在宅主治医へ予約通知票送付
・在宅主治医より在宅療養患者の家族に通知と説明
・在宅医療支援センターより在宅療養患者の家族へ最終案内
・在宅医療支援センターより担当介護支援専門員に入院予定通知を行う
- 【⑤受け入れ】 ・外来受診後に入院
・自宅退院

(2) 患者登録をしていない場合

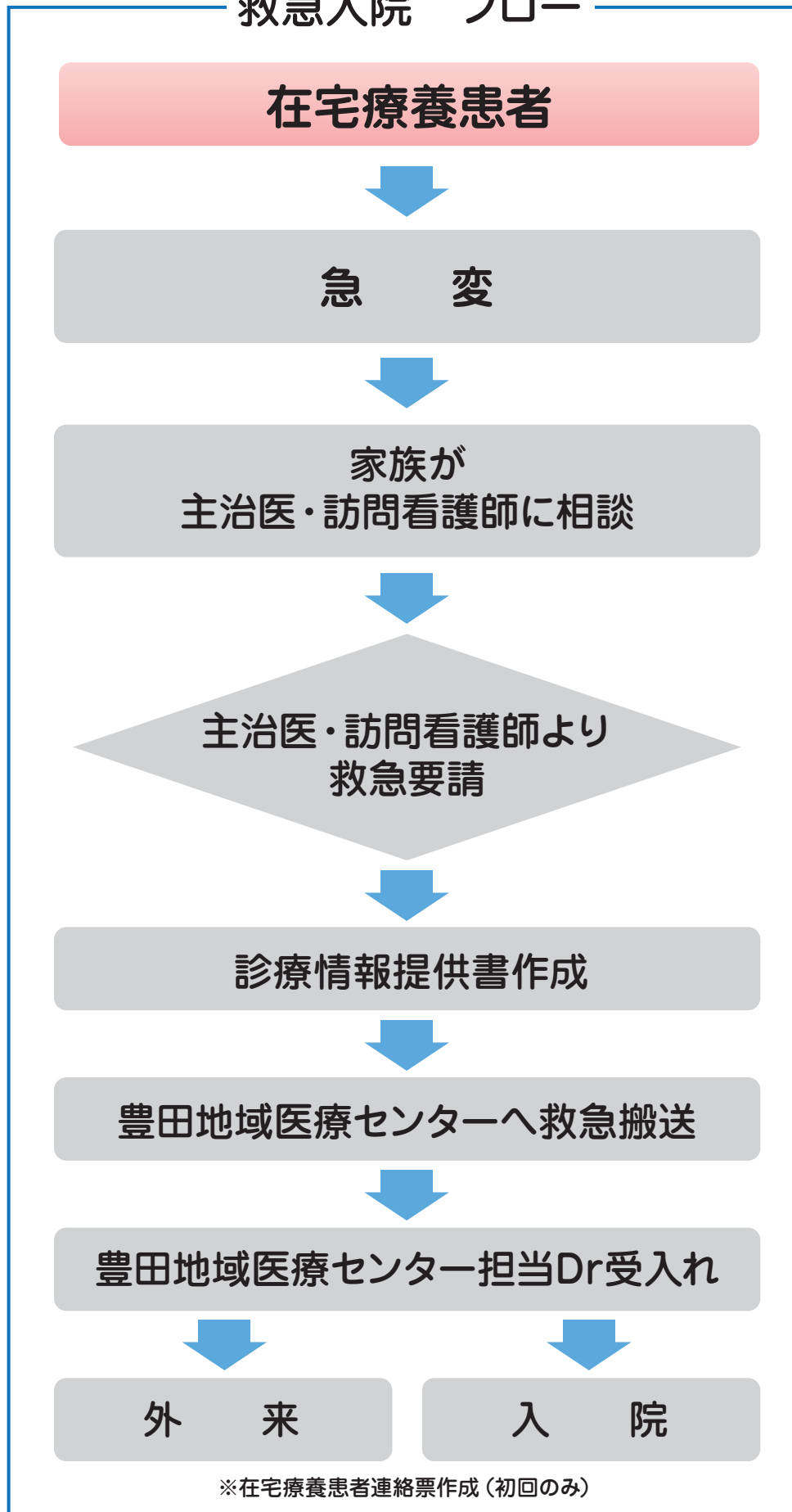
- 【①往診依頼】 ・患者の在宅療養中に、体調不良の訴えがあり、往診依頼を受ける
- 【②往診の実施】 ・結果、在宅主治医が2～3日中に短期の入院治療(2週間以内)が必要と判断
- 【③依頼】 ・在宅主治医より在宅医療支援センターへ、
予定短期入院制度利用依頼
・「診療情報提供書」・「在宅療養患者連絡票
(在宅主治医記入用)」(様式1)を提出
- 【④受診案内】 ・在宅医療支援センターは在宅療養患者登録を行う
・在宅医療支援センターは依頼日から2日以内に入院予定日を
在宅主治医へ回答(入院予定日:依頼日から3日以内)
・調整後、在宅医療支援センターより在宅主治医へ予約通知票送付
・在宅主治医より在宅療養患者の家族に通知と説明
・在宅医療支援センターより在宅療養患者の家族へ最終案内
・在宅医療支援センターより担当介護支援専門員に入院予定通知を行う
- 【⑤受け入れ】 ・外来受診後に入院
・自宅退院



2. 在宅支援入院制度

2) 救急入院

救急入院 フロー



入院となった場合、当院医師が主治医となる

2-2) 救急入院

依頼窓口

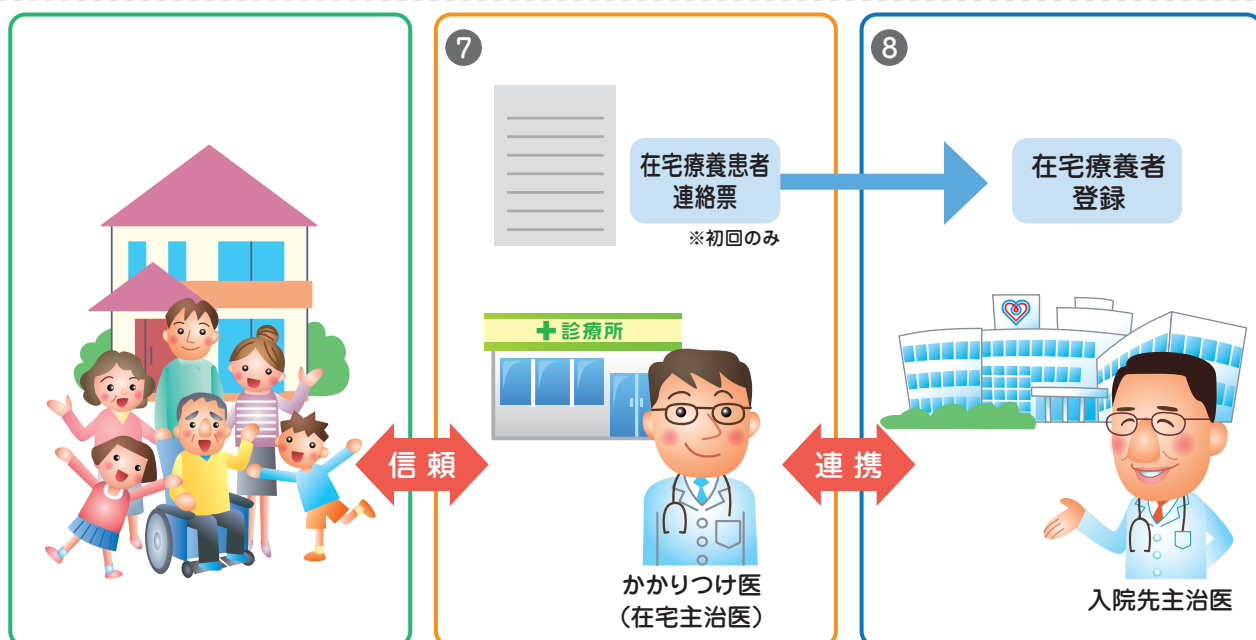
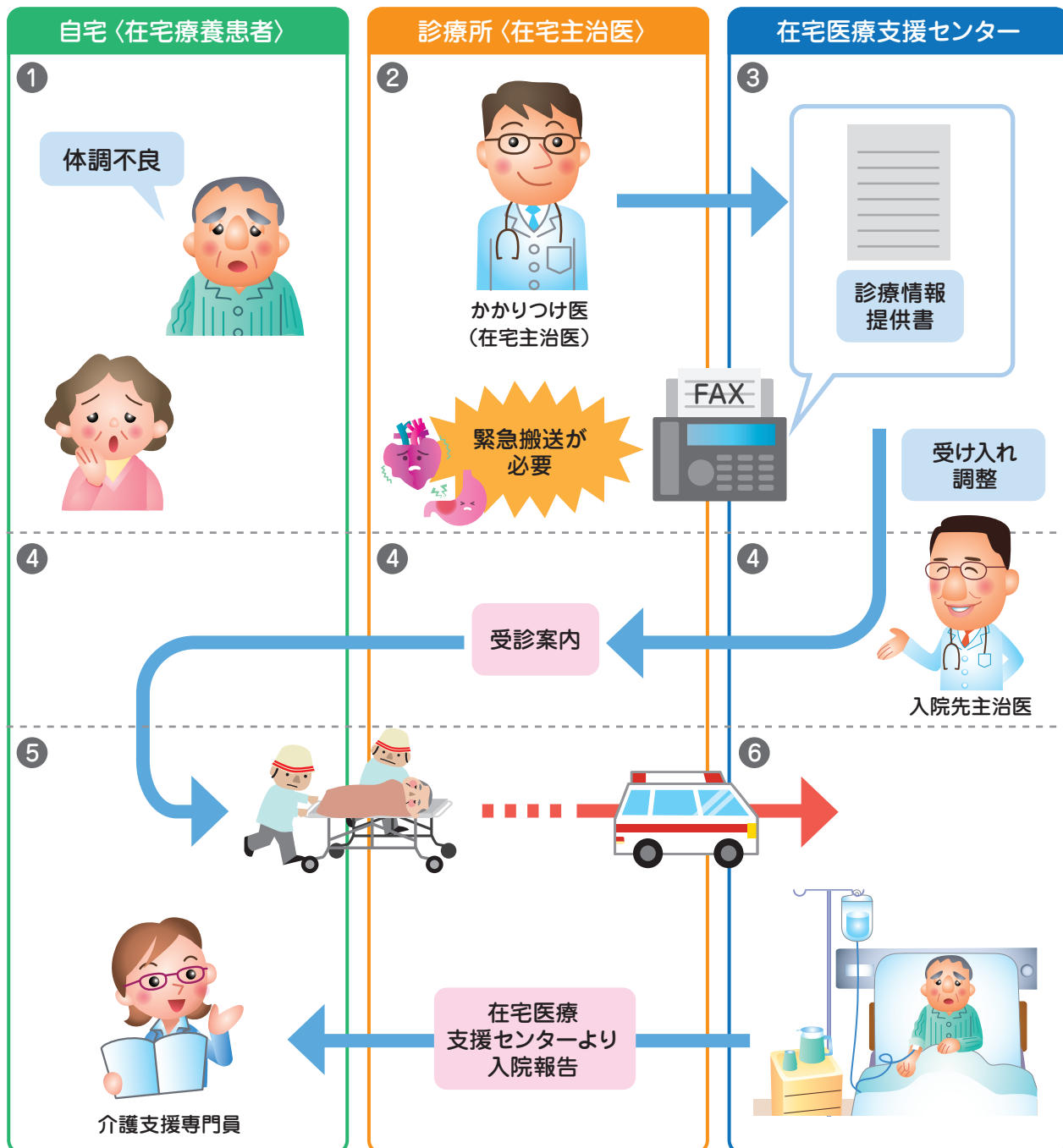
- ＜平日＞ ・9時～19時：在宅医療支援センター（0565-34-3095）
・19時～9時：時間外受付へ転送されます。（時間外診療で対応）
＜休日＞ ・終 日：時間外受付へ転送されます。（時間外診療で対応）

(1) 既に患者登録（9ページ参照）が済んでいる場合

- 【①往診依頼】 ・患者の在宅療養中に、体調不良の訴えがあり、往診依頼を受ける
- 【②往診の実施】 ・在宅主治医が往診を実施し、緊急に検査・治療が必要と判断
- 【③依頼】 ・在宅主治医が在宅医療支援センターへ救急受け入れ依頼をし、「診療情報提供書」を提出
- 【④受診案内】 ・在宅医療支援センターは、「患者登録」を元に受け入れ調整
・在宅医療支援センターより在宅主治医へ受診案内
・在宅主治医は患者の家族に受診案内
- 【⑤⑥受け入れ】 ・家族より豊田地域医療センターへ救急搬送
・豊田地域医療センター担当医師受け入れ
・在宅医療支援センターは担当介護支援専門員に入院報告を行う

(2) 患者登録をしていない場合

- 【①往診依頼】 ・患者の在宅療養中に、体調不良の訴えがあり、往診依頼を受ける
- 【②往診の実施】 ・在宅主治医が往診を実施し、緊急に検査・治療が必要と判断
- 【③依頼】 ・在宅主治医が在宅医療支援センターへ救急受け入れ依頼をし、「診療情報提供書」を提出
- 【④受診案内】 ・在宅医療支援センターは受け入れ調整
・在宅医療支援センターより在宅主治医へ受診案内
・在宅主治医は患者の家族に受診案内
- 【⑤⑥受け入れ】 ・家族より豊田地域医療センターへ救急搬送
・豊田地域医療センター担当医師受け入れ
・在宅医療支援センターは担当介護支援専門員に入院報告を行う
- 【⑦⑧登録】 ・後日「在宅療養患者連絡票（在宅主治医記入用）」（様式1）を、在宅主治医より在宅医療支援センターへ提出
・在宅医療支援センターは在宅療養患者登録を行う



3. 在宅療養患者の登録

3. 在宅療養患者の登録

1. 登録患者：以下の3項目全てに該当する方が対象

- 1) 現在、在宅主治医の訪問診療を受けている
- 2) 医療・看護・介護等の在宅サービスを受けている
- 3) 退院後も在宅療養を継続することを希望している

2. 在宅医療支援センターへの登録

- 1) 在宅主治医から患者・家族に説明（参考資料11ページ参照）
- 2) 患者・家族が「豊田地域医療センター・在宅支援入院制度の利用について（同意書）」（様式3）を在宅主治医に提出
- 3) 在宅主治医は、同意書（様式3）を在宅医療支援センターにFAXし、原本を保管

3. 在宅主治医を通じて登録

在宅主治医にやっていただくこと

- 1) 「在宅療養患者連絡票（在宅主治医記入用）」（様式1）を作成し、在宅医療支援センターへ送付
- 2) 在宅医療支援センターは、介護支援専門員より提出された「在宅療養患者連絡票（介護支援専門員記入用）」（様式2）と併せて「登録患者」として登録
- 3) 在宅医療支援センターより、登録完了通知（様式4）を在宅療養患者、在宅主治医及び介護支援専門員へ送付
- 4) 在宅医療支援センターが「患者登録リスト」を管理

介護支援専門員にやっていただくこと

- 1) 在宅医療支援センターは、在宅主治医より登録依頼のあった患者の担当介護支援専門員へ、「在宅療養患者連絡票（介護支援専門員記入用）」（様式2）の記入を依頼
- 2) 在宅医療支援センターは、「在宅療養患者連絡票（在宅主治医記入用）」（様式1）と併せて「登録患者」として登録
- 3) 在宅医療支援センターより、登録完了通知（様式4）を在宅療養患者、在宅主治医及び介護支援専門員へ送付
- 4) 在宅医療支援センターが「患者登録リスト」を管理

4. 在宅療養患者登録情報の更新

- 1) 6ヶ月毎に登録患者全ての「在宅療養患者連絡票」を作成者に見直しを依頼
- 2) 実施方法
 - ① 介護支援専門員に見直し依頼
 - ② 介護支援専門員の内容に変更があった患者については、在宅主治医に〈緊急時の対応について〉のみ再確認

患者の在宅医療に関する情報の取り扱い

- ・登録後、在宅主治医を中心とした在宅医療チームと在宅医療支援センター・当病棟との間で、患者の在宅医療に関する情報を共有する。
- ・共有した情報は厳密に管理し、患者の在宅医療支援のためのみに使用する。
- ・情報の利用については個人情報保護法等関係法令に従い、必要に応じて在宅医療推進委員会で諮る事とする。

4. 參考資料

豊田地域医療センター・ 在宅支援入院制度について

豊田地域医療センター・在宅支援入院制度は、在宅療養の患者さんとお家族が安心して療養を継続できるように、お手伝いをする制度です。
在宅支援入院制度のご利用にあたり、患者さんの事前登録をお願いします。

事前登録

- ①登録は、在宅療養の患者さん・ご家族に利用の主旨をご理解いただいた上で、現在の在宅療養の状態を知るために、かかりつけ医と担当介護支援専門員から情報をいただきます。
- ②登録手続き後、『登録完了通知』を送付します。
登録内容について、定期的にかかりつけ医、介護支援専門員に確認を行います。

在宅支援入院制度の内容

- ①予定短期入院
かかりつけ医が往診を行い、2～3日中に短期の入院が必要と判断した場合に利用できます。
- ②救急入院
かかりつけ医が往診を行い、緊急に検査・治療が必要と判断した場合に利用できます。

ご入院の際のお願い

- ①入院のご相談は、かかりつけ医の先生からの“紹介状”をお願いしています。
- ②入院中は、豊田地域医療センターの医師が主治医になります。
- ③入院中は、ケアプラン（介護保険サービス）の継続はできませんので、入院した時や、退院された時には介護支援専門員にお知らせ下さい。

お問い合わせ先

在宅医療支援センター
（豊田地域医療センター内）
電話：0565-34-3095
FAX：0565-34-3096
E-mail: zaitaku@toyotachiiki-mc.or.jp

在宅療養患者連絡票(在宅主治医記入用)

平成 年 月 日

在宅医療支援センター 宛

☐	新規	医師名(自署)	
☐	更新		
ふりがな 患者氏名	()	生年月日	年齢()歳
	男・女	M・T・S	
現住所 電話番号	〒 TEL()		
医療機関 医師名 所在地 TEL・FAX	〒	在宅療養指導管理料 ☐ 無 ☐ 有()	
		在宅患者診療指導料 ☐ 無 ☐ 有()	
傷病名	発症時期 #1 () #2 () #3 ()	使用薬剤名	
既往歴	(結核など)		
認知症	☐ 無 ☐ 有()		
コメント欄			
その他医療機器利用	☐ 無 ☐ 有()		
胃瘻造設	☐ 無 ☐ 有		
感染症	☐ 無 ☐ 有()		
薬物アレルギー	☐ 無 ☐ 有()	食物アレルギー	☐ 無 ☐ 有()
緊急時の 対応について	心肺蘇生、延命治療の希望	☐ 無 ☐ 有 ☐ 不明	

以下の※部分は在宅医療支援センターが記入

※登録番号() ※患者ID()

在宅療養患者連絡票(介護支援専門員記入用)

平成 年 月 日

在宅医療支援センター 宛

事業所名

介護支援専門員名(自署)

☐	新規		
☐	更新		
ふりがな 患者氏名	() 男 ・ 女	生年月日 M・T・S 年 月 日	年齢()歳
現住所 電話番号	〒 TEL()		
同居の家族	☐ 無 ☐ 有()人 配偶者・子・他()	主たる 介護者	氏名() 続柄()
緊急連絡先	氏名() 続柄()	住所	TEL()
介護保険	☐ 未申請 ☐ 申請中 ☐ 認定済み 支援:1 2 介護:1 2 3 4 5 サービス利用 ☐ 無 ☐ 有() 訪問看護の利用 ☐ 無 ☐ 有 ステーション名()		
認知症	☐ 無 ☐ 有()		
周辺症状	☐ 無 ☐ 有 ☐幻視・幻聴 ☐妄想 ☐昼夜逆転 ☐暴言 ☐暴行 ☐介護への抵抗 ☐徘徊 ☐火の不始末 ☐不潔行為 ☐異食行動 ☐性的問題行動 ☐その他()		
ADL	歩行	☐ 自力 ☐ 介助 ☐ 寝たきり	
	食事	☐ 自力 ☐ 介助 ☐ 経静脈栄養 ☐ 経管(経鼻 胃管 胃瘻 他)	
	排泄	☐ トイレ ☐ ポータブル ☐ ベッド上 ☐ 留置カテーテル ☐ おむつ	
	意思疎通	☐ 可 ☐ 不可()	

以下の※部分は在宅医療支援センターが記入

※登録番号() ※患者ID()

(様式3)

かかりつけ医保存

年 月 日

豊田地域医療センター・在宅支援入院制度の利用について（同意書）

医療機関

医 師

様

私は制度の趣旨を理解し、かかりつけ医が、その利用に必要な情報を、あらかじめ豊田地域医療センターに連絡される事に同意します。

患者（又は家族） (続柄:)

住 所

電 話 番 号

(様式4)

登録完了通知

平成 年 月 日

在宅療養患者登録が完了しましたので、お知らせいたします。

登録患者名(ID)

かかりつけ医療機関名

かかりつけ医連絡先

●お問い合わせ先●

在宅医療支援センター
(豊田地域医療センター内)

電話:0565-34-3095

FAX:0565-34-3096

E-mail: zaitaku@toyotachiiki-mc.or.jp

5. 在宅医療 支援センターの機能

担当部署・連絡先

5. 在宅医療支援センターの機能 担当部署・連絡先

●在宅医療支援センターの機能

超高齢社会における高齢者慢性期医療及び在宅医療の提供、地域包括ケアネットワークの構築など、市民からの負託及びその責務を果たすため、良質かつ適切な医療の実施並びに医療及び介護の連携・調整等総合的なコーディネートを行う。

主な取り組み内容

- ・在宅医療従事者の負担軽減の支援
在宅医療を支援する入院制度・ICT情報共有システムの検討・整備等
- ・効率的な医療提供のための多職種連携
豊田市在宅医療シンポジウム・多職種合同研修会等
- ・多職種連携の課題に対する解決策の抽出
在宅医療推進委員会・医療機関とケアマネ間等の連携強化検討部会等
- ・在宅医療に関する地域市民への普及啓発
市民公開講座・家庭で出来る看護等
- ・在宅医療に従事する人材育成
介護支援専門員勉強会・訪問看護ステーション同行研修等

●在宅支援入院制度についての担当部署

制度の内容やご利用について、ご不明な点がございましたら、何なりと担当までお問い合わせください。

- ・在宅医療支援センター/担当者 樋口・鈴木
- ・電話 0565-34-3095
- ・FAX 0565-34-3096